

(重要) ガス小売事業から LP ガス事業への移行のお知らせ

平素は米子ガスをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年9月1日より、シンフォニータウン富益地内のガス需要家減少に伴い、ガス小売事業から LP ガス事業へ移行いたします。LP ガス事業への移行に伴い、下記のとおりお客さま対応の内容を一部変更させていただきます。

今後もより一層のサービスの向上・保安の確保に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

移行の概要について

■シンフォニータウン富益は70戸以上の区画に該当する為、ガス事業法（ガス小売事業）に基づいて運用しておりました。しかしながら近年、オール電化等の他エネルギーを使用される方が増え、現在ガスの供給は38戸程度となっております。その為、令和2年8月31日を以ってガス小売事業を廃止し、令和2年9月1日より LP ガス事業へ移行いたします。

（ガス小売事業と LP ガス事業との違いについては裏面をご参照ください）

お客さま対応の内容変更について

■ガス料金については令和4年3月末まで現行の料金体系を据置とします。その後については社会情勢等を勘案しながら決定させていただきます。（ただし、解約時の基本料金日割り清算はなくなります）

■毎月検針日に配布していました「ガスご使用量等のお知らせ（検針票）」を廃止し、ご使用量のわかる請求書を郵送いたします。

■検針日が毎月20日頃から毎月2日頃へ変更となります。

■ガス料金の銀行口座引落日が毎月7日から毎月26日に変更となります。その為、10月に限って10月7日と10月26日に口座引落となります。（土日の場合は翌営業日となります）

※ガスのご使用方法、供給方法、供給条件については今までと変更ございません

必要な手続きについて

■ガス小売事業としての解約、LP ガス事業としての契約手続きが必要となります。

別途、担当者よりご連絡いたします。（8月17日頃より順次ご連絡いたします）

本来ならば、直接お客さま宅へ訪問しご説明すべきではありますが、新型コロナウイルスの状況を鑑みまして、書中にてご案内申し上げます。

別途詳しい説明を希望される方は遠慮なく下記までご連絡ください。

お問合せ先



0120-475-002

平日
9:00~17:00

米子ガス
窓口：お客様センター

○参考

ガス小売事業と LP ガス事業の違いについて

- LP ガスを導管供給する場合、供給地点が 70 戸以上の場合は「ガス小売事業」となり「ガス事業法」が適用されます。供給地点が 69 戸以下の場合は「LP ガス事業」となり「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」が適用されます

○変更項目一覧

| 項目 | 変更前（令和2年8月31日まで） | 変更後（令和2年9月1日より） |
|----------|------------------|---------------------|
| 解約時の基本料金 | 日割り清算 | 日割り清算なし |
| 検針票 | 検針時に配布あり | 後日、使用量のわかる請求書郵送 |
| 検針日 | 毎月20日頃 | 毎月2日頃 |
| 口座引落日 | 毎月7日 | 毎月26日（※10月のみ7日と26日） |
| 払込票使用期限 | 使用期限なし | 使用期限あり |